

船員保険制度の統合に係る検討状況

目 次

船員保険制度の概要	1
船員保険制度見直しに関する主な決定等	3
船員保険制度の在り方に関する検討会報告書（概要）	4
船員保険事業運営懇談会の開催経緯	5
船員保険事業運営懇談会参集者名簿	6
事務的打合せにおけるこれまでの検討経緯	7

船 員 保 険 の 概 要

(目的)

海上で働く船員を対象に、病気やけが、分娩、死亡、失業、職業に関する教育訓練の受講、雇用の継続が困難となる事由の発生、障害、行方不明について保険給付を行い、さらに、その家族の病気やけが、分娩、死亡について給付を行うことを目的とする。

(保険者・被保険者)

保険者は政府である。適用の対象となる被保険者は、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者。

(保険給付)

次の三つに大別し、海上労働者の特殊性を考慮。

- ① 疾病保険給付・・・・・・・・・・・・・病気やけが等を対象
- ② 失業保険給付・・・・・・・・・・・・・失業を対象
- ③ 災害補償保険給付・・・・・・・・・・・・・職務上災害を対象

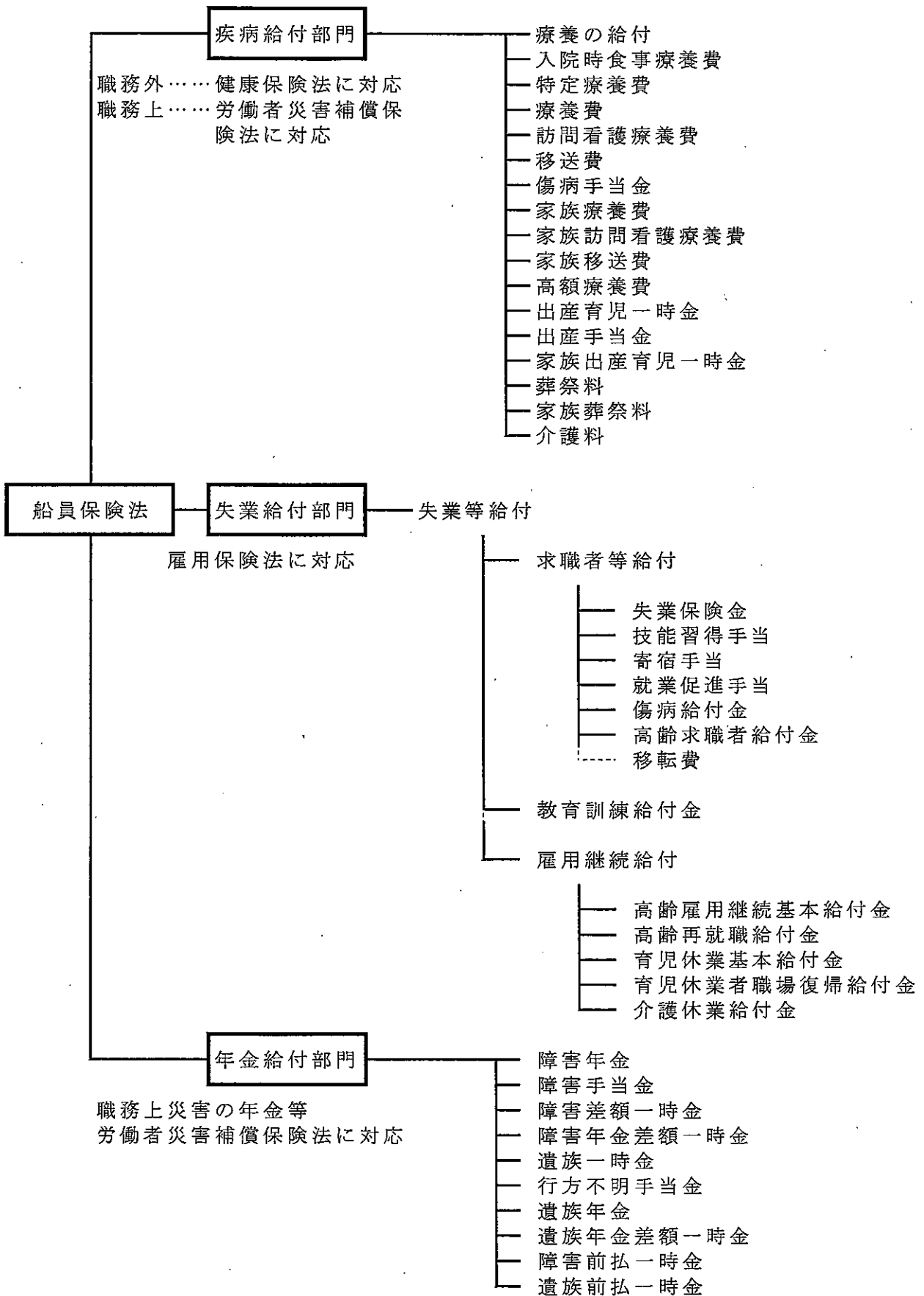
疾病保険給付についてみると、

- ① 自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給がなされること。
- ② 傷病手当金については、政管健保では給付開始後1年6ヵ月で支給が打ち切られるが、船員保険では3年間支給され、その間支給された報酬がある場合でもその調整は行わないほか、待期期間がないこと。
- ③ このほか、出産手当金、葬祭料、家族葬祭料等についても、特殊性が考慮されている。

(費用負担)

船員保険特別会計で経理され、同特別会計においては、船舶所有者及び被保険者の負担する保険料及び国庫からの負担を財源とし、疾病、失業及び災害補償の各保険給付費、福祉事業費、業務取扱費等に充てている。

船員保険制度の概要



船員保険制度見直しに関する主な決定等

○「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)(抄)

3 特別会計改革

(2) 特別会計改革の具体的方針

ウ

- ③ 船員保険特別会計については、今後1年程度の間、制度見直しの詳細について検討した上で、平成22年度を目途に、船員保険事業のうち健康保険制度に相当する部分は、社会保険庁改革に伴い発足する新たな公法人等に移管し、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分は、労働保険特別会計のそれぞれの制度に統合するものとする。

○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)(抄)

第二十二條 船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成十八年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。次条第一項において「労災保険法」という。)による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七條の二第一項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成二十二年度までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。

船員保険制度の在り方に関する検討会報告書（概要）

制度の現状等

○被保険者数の減少

平成16年度約6.3万人であり、減少傾向に歯止めがかかっていない状況。

○職務上年金部門の財政問題

平成10年度以降単年度収支が赤字。ケースにより財政破綻する将来試算も見られた。

○特別会計改革

船員保険特別会計について、他の特別会計との統合や国以外の主体による運営を求められている。

○社会保険庁改革

船員保険の保険者である社会保険庁は、平成20年秋に年金運営新組織と政管健保公法人に分離。

検討の視点

○財政の長期安定性の確保

職務上年金部門の財政問題を船員保険の中だけで解決することには限界がある。

○制度分立による不都合の解消

船員保険の失業部門と雇用保険の間で被保険者期間を通算できない。

○船員労働の特殊性への配慮

海上という厳しい労働環境や、長期にわたり家庭を離れなければならないなどの船員労働の特殊性に配慮。

今後の基本的な方向

職務上疾病・年金部門、失業部門 → 労災保険、雇用保険に相当する部分をそれぞれ統合。
船員保険の上記以外の部分 → 国以外の公法人で実施。

○積立不足額の取扱い

職務上年金部門と労災保険の統合に当たって、積立不足額約1,700億円（平成17年度末）が生じるためその償却が必要。償却に当たっては、保険料負担によるほか積立金等の充当や償却期間等を検討。

○船員労働の特殊性を踏まえた給付の取扱い

船員法に根拠を有する独自給付や、今後の検討で必要不可欠と判断される独自給付は、引き続き給付できる仕組みを構築。

○福祉事業の取扱い

真に必要な事業を精査して実施。無線医療センターの運営等特に船員労働の特殊性との関連が深い事業については引き続き実施。福祉施設の整理合理化に取り組み、国以外の主体による管理運営も検討。

○事務の効率性等

事務の効率性や被保険者等の利便性の確保等に配慮。統合後の保険料率の合計が可能な限り統合前の水準並みとなるよう検討していくことが適当。

統合に当たっての留意事項

- 新制度実施までには相当の移行期間が必要。それまでの間は社会保険庁（年金運営新組織）で暫定的に事業運営。
- 一般制度との統合の具体的な形について、今後1年程度の期間をかけて関係者で協議・検討し合意形成を図る。

船員保険事業運営懇談会の開催経緯

○第1回船員保険事業運営懇談会（平成18年4月28日）

- (1) 船員保険事業運営懇談会の開催について
- (2) 船員保険制度見直しに関する今後のスケジュール等について
- (3) 船員保険特別会計の平成18年度予算等について

○第2回船員保険事業運営懇談会（平成18年8月11日）

- (1) 船員保険特別会計の平成17年度決算等について
- (2) 船員保険福祉施設について
- (3) 事務的打合せのこれまでの経緯について
- (4) 船員保険制度見直しに関する今後のスケジュールについて

○第3回船員保険事業運営懇談会（平成18年9月26日）

- (1) 事務的打合せのこれまでの経緯について
- (2) 船員保険制度見直しに関する問題点の整理について

船員保険事業運営懇談会参集者名簿

公益委員

いわ	むら	まさ	ひこ	
岩	村	正	彦	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
の	がわ	しのぶ		
野	川	忍		(東京学芸大学教育学部教授)
にし	むら	まり	こ	
西	村	万里子		(明治学院大学法学部政治学科教授)

被保険者側委員

ふじ	さわ	よう	じ	
藤	澤	洋	二	(全日本海員組合 副組合長)
おお	うち	のり	まさ	
大	内	教	正	(全日本海員組合 総務財政局長)
み	お	まさる	勝	(全日本海員組合 政策教宣局長)
三	尾	たもつ	保	(全日本海員組合 総合政策部部長)
し	みず	ひろ	し	
清	水	裕	土	(日本労働組合総連合会 総合政策局長)
き	むら			
木	村			

船舶所有者側委員

え	ぐち	こう	そう	
江	口	光	三	(社団法人日本船主協会 労政委員会委員)
なか	むら	せい	じ	
中	村	清	次	(社団法人日本旅客船協会 副会長)
み	き	たか	ゆき	
三	木	孝	幸	(日本内航海運組合総連合会 総務・財務委員会委員)
こ	さか	とも	のり	
小	坂	智	規	(社団法人大日本水産会 常務理事)
えん	どう	とし	ゆき	
遠	藤	寿	行	(社団法人日本経済団体連合会経済第三本部副本部長)

事務的打合せにおけるこれまでの検討経緯 (抜粋)

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
<p>〔失業部門〕</p> <p>1 適用対象年齢については、高齢化が進む船員の現状に鑑み、60歳から64歳までの者(65歳到達日の前日から65歳到達後も引き続き雇用される者を含む。)も被保険者とすることが適当ではないか。これにより、一般制度と同様の適用範囲になる。</p> <p>2 短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者については、短期雇用や日雇いの労働者に対する保険適用を確保することができることから、船員にも適用することが適当ではないか。</p> <p>3 給付の基礎となる賃金日額については、一般制度と同様に失業前6ヶ月の賃金の平均額とすることが適当ではないか。</p> <p>4 上記1を前提とするならば、高齢雇用継続基本給付金及び高齢再就職給付金の年齢要件については、60歳以上65歳未満とすることが適当ではないか。</p> <p>5 保険料の算定基礎となる報酬については、船員を雇用する事業者は既に雇用保険の適用事業所になっている事業所が大半と思われることから、徴収に係る事業所の事業主負担の軽減等の観点か</p>	<p>1 陸上には定年の定めがあるが、船員には定年の定めがない等の問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員は船上で仕事と生活をする特殊な勤務形態であり、一定年齢に達して以降は働くのが難しい環境であるという背景も、雇用保険制度との相違点という点で関係あるのではないか。 ・船員の高齢者雇用政策がどうなるのか分からないため、現場の船員に対して、適用範囲が広がった場合の説明が困難。 <p>2 船員には短期雇用や日雇いという概念はない。</p> <p>3 船員は乗船時と下船時の賃金が大きく異なることから、失業前6ヶ月の賃金の平均では、きちんとした船員の賃金が反映されないのではないか。</p> <p>→ 雇用保険制度では、出来高払制の賃金の場合等例外規定もあるので、後に離職前6ヶ月の平均が適当でないならば、船員の独自性の観点から検討することも考えられる。</p> <p>4 高年齢雇用継続給付の利用率は船員の方が圧倒的に少ない。</p> <p>5 船員の給与実態等を踏まえ、船員保険の標準報酬方式を維持することが適当ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準報酬の上限(現在98万円)を超えている船員もいることから、 	<p>3 失業前6ヶ月の平均賃金では、必ずしも船員の賃金の平均を示さないケースもあるので、給付の基礎としては標準報酬方式の方が、妥当性があるのではないか。</p> <p>5 船員の給与実態等を踏まえ、船員保険の標準報酬方式を維持することが適当ではないか。</p>	<p>3 給付の基礎となる日額については、雇用保険の計算方式に合わせるのが原則ではないか。</p> <p>5 保険料徴収の基礎となる報酬額についても、雇用保険の計算方式に合わせるのが原則ではないか。</p>	

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
ら、雇用保険の賃金総額を使うことが適当ではないか。	<p>賃金総額方式とすると、保険料負担が増える場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金総額方式と標準方式でどの程度の差があるのか。賃金総額を使用することにより、保険料が青天井になるのではないか。 <p>→ シミュレーションはしていないが、現在、標準報酬の上限にある被保険者は全体の1%強であり、上限を広げることによって、高い報酬に該当する者の標準報酬の額が実額を反映する。</p> <p>【その他】 (失業部門の保険料率について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業部門の積立金が約200億円に上る現状を踏まえ、保険料率を引き下げるべきではないか。 <p>→ 保険料より前に、議論の順番として制度全体の枠組みについて先に議論する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に積立不足があったときに保険料率を上げ、給付を引き下げてきた経緯があり、その結果約200億の貯金ができしたが、これは単純に取りすぎであり、貯金が貯まった分、保険料率を引き下げるという考えもあるのではないか。 ・失業部門の保険料率については統合以前の問題であり、この問題についての議論の場を用意すべき。 ・統合前に料率を引き下げることについて十分検討すべき。船員保険は弾力条項が発動されていないため、保険料率が高止まりになっている。 <p>(適用範囲について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が所管している船員関係の法律はどうなるのか。 			
		(適用範囲について)		
		<p>現在、船員保険の対象となっている者については、陸上の保険の</p>		

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の取扱いで船員保険の適用除外となっている者は、統合後も、雇用保険の適用除外となるのか。 → 概ね適用除外になるが、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者に該当し得る者がいる。 ・ 現在、失業部門の適用除外となっている船員について、雇用保険制度上の取扱いはどのようになっているのか。 → 失業部門の適用除外とされている者でも、船員保険の他の部門では被保険者となり得るが、雇用保険では、船員保険の被保険者は適用除外である。 ・ 制度の統合によって、現在、失業部門が適用となっている者については、引き続き適用となるのか。 → 現在適用されている者については、引き続き適用されることにしたい。 ・ 5人未満の船員を雇用する船舶所有者の場合等現在の船員保険で強制適用となっている部分については、移行しても適用とすべきではないか。 → 船員の独自性の観点から検討してみる。 ・ FOC船に乗り組む日本人船員も雇用保険に強制加入とすべきである。 → 国内の出向元事業主との雇用関係が継続している場合は雇用保険の適用対象となる。 ・ 個人事業者と同居の親族の取扱いについて。統合後はどのようになるのか。 → 雇用保険法では、労働基準法と同 	<ul style="list-style-type: none"> 適用となるように、ギャップがあるならば何らかの措置をしてもらいたい。 → 船員の独自性の観点から検討してみる。 		

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
	<p>様、労働者ではないという解釈をして適用していないので、統合すればそのように解釈する。船員保険法でも、現在同じ解釈ではないかと思う。</p> <p>(期間通算について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険制度への統合後は、船員保険の被保険者であった期間との通算は行われるのか。 <p>→ その予定である。</p> <p>(失業認定等業務の遂行について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇入れ時の未加入の確認の仕組み等失業認定等に係る業務の在り方はどのように変わるのか。 <p>→ 失業認定や職業紹介等業務運営に係る現行の仕組み(船員公共職業安定所が主として実施)を変更することは特に考えていない。</p> <p>(雇用保険制度見直しとの関係について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険制度自体が見直しを議論しているが、船員保険の検討においても、雇用保険における議論の状況を頭に入れた上で議論すべきではないか。 			

論 点	事務的打合せでの主な意見			
	被保険者側	船舶所有者側	一般被保険者側	一般使用者側
<p>【福祉事業部門】</p> <p>【船員保険の福祉事業と雇用保険三事業に関する論点】</p> <p>3 移転費については、雇用保険では給付費として支給しており、一般制度に合わせることで問題はないのではないか。</p> <p>【その他】</p> <p>7 国が行っている補助事業については、事業の見直しを行い縮小していくことが求められており、関連する法令の差異に留意しつつ、船員災害防止協会に対する補助及び日本船員福利雇用促進センターに対する補助についても、事業の見直しが必要ではないか。</p>	<p>(福祉事業全体について)</p> <p>・労災保険制度及び雇用保険制度との統合後も、現行どおり続けるべき。</p> <p>3 通学が不可能で寮に入って職業訓練を受けるような場合、交通費も含めて移転費の給付がなされるのか。</p> <p>→ 移転費については、公共職業安定所の指示に基づいて教育訓練を受ける場合に支給されるものである。船員保険からの統合に当たっては、船員職業安定所に読み替えることとなるであろうが、その受講指示があったということであれば支給されることとなる。</p> <p>7・福祉事業の実施団体の意見を直接聞く必要はないのか。</p>	<p>(福祉事業全体について)</p> <p>現状ありきではなく、個々の事業を精査の上、存廃について議論すべきであり、現状維持という前提で考えるべきではない。</p>		<p>(福祉事業全体について)</p> <p>船員の独自性を強調されると、一般事業との連帯感が損なわれるのではないか。</p> <p>7 福祉事業を再検討するに当たって、事業の評価や実施している団体の財務状況等検討材料を提示してもらった上で検討すべき。</p>